

身体拘束等の適正化のための指針

訪問介護事業所ろび

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

当事業所においては、利用者個々の心身状況を勘案し、疾病や障害等を理解した上で身体拘束等が行われない介護を提供する。ただし以下の3要件を全て満たした場合に限り、緊急ややむを得ず必要最低限の身体拘束等を行うことがあるが、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げる行動は行わない。
- ⑤ 万一條を得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は利用者やその家族、関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、事業所のホームページに掲載する。

2. 身体拘束適正化委員会の設置および審議事項等

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

1. 身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 委員会の委員長は管理者が努め、当該を身体拘束等適正化責任者とし、身体拘束等の適正化対応策を担当するもの(以下「担当者」)はサービス提供責任者とする。
3. 委員会の選任は、管理者、サービス提供責任者、介護職員(訪問介護員)から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を委員長が選出する。
4. 委員会は「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。また、会議の実施にあたっては、オンライン会議システム等を用いる場合がある。
5. 委員会は、年1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。
(ア)事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
(イ)身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
(ウ)身体拘束等を実施した場合の解除の検討
(エ)身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束適正化のための職員研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修(年1回以上開催)の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 研修の実施内容等、記録の保管をする。

3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順にて行うこととする。

- (1) 委員会の実施。拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件すべてを満たしているかどうかについて慎重に確認する。事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、緊急やむをえない身体拘束に関する検討記録(様式1)を用いて委員会にて協議する。
- (2) 身体拘束等を行うと選択した場合は、身体拘束等の内容、時間等について、利用者及び家族に対し説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」(様式2)を以て同意を得る。
- (3) 身体拘束等に関する記録は義務付けられており、身体拘束等を行う場合はその形態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを身体拘束経過記録(様式3)を用いて記録する。併せて身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、責任者より利用者およびその家族に報告する。

4. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(管理者)

- ① 身体拘束、適正化に係る委員会の招集を行う
- ② 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ③ 支援現場における諸課題の統括管理
- ④ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(サービス提供責任者)

- ① 家族、ケアマネジャー、相談支援専門員等、との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ サービス状況の把握と支援方法の工夫などの検討

(従業者)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳、疾病、傷害等による行動特性の理解
- ③ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ④ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑤ 記録は正確かつ丁寧に記録する

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

令和7年3月19日 改定(組織体制、対応についての変更)

緊急やむを得ない身体拘束に関する検討記録(様式1)

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年　月　日		解除日	年　月　日	

切迫性があるか	はい　　いいえ
①ご本人の生命身体にどの様な危険が考えられるか	
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか	
他の方法で対処できるか	はい　　いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果	
一時的か	はい　　いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか	
医師の指示はあるか	はい　　いいえ
家族への連絡をしたか	はい　　いいえ
家族の同意	あり　　なし
①連絡したもの ②連絡を受けた家族	
拘束等の種類 4点柵 つなぎ ミトン 車椅子後ろブレーキ 車椅子+テーブル その他()※具体的に	
拘束等の時間帯 臥床時 24時間 経管注入時 車椅子座位時 その他()※具体的に	

身体拘束・行動制限に関する説明書(様式2)

_____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由					
方法(場所、内容、部位)					
時間帯及び時間					
特記すべき心身の状況					
開始及び解除の予定	年　月　日　時　分から				
	年　月　日　時　分まで				

上記のとおり実施します。

訪問介護事業所ろび 管理者 山下 恵美子

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年　月　日

氏名

ご本人との続柄

(参考)身体拘束・行動制限の例

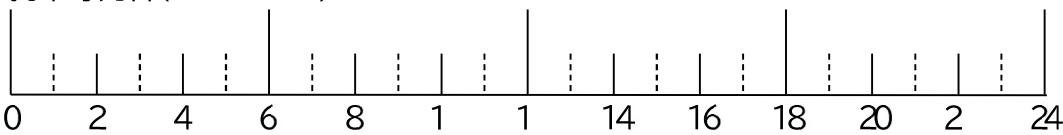
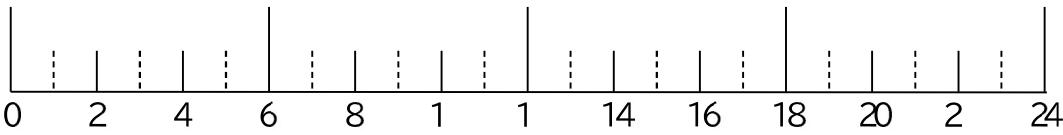
- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を使用する
- ・職員自身が利用者を押させて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束経過記録(様式3)

実施日	年 月 日()	記録者	
-----	----------	-----	--

実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左		
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹	興奮	
つなぎ		訴え	
4点柵			
薬剤		皮膚症状	
車椅子	後ろブレーキ ベルト		
施錠			
その他		その他	

緊急やむを得ない理由

実施時間(開始 ●解除 ○)
身体拘束等内容()  身体拘束等内容()  身体拘束等内容() 